八代市保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金交付要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、保育所等における医療的ケアを円滑に実施するために必要な主治医の意見書・指示書の作成に要した費用に対して、保護者の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において八代市保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において「医療的ケア」とは、看護師が行う喀痰吸引、経管栄養、導尿等のうち主治医が児童に対し行うことが必要であると認めるものであって、当該医療行為を行うに当たり児童の症状が安定し健康上の不安がなく、保護者が同意しているものをいう。
- 2 この要領において「看護師」とは、保育所等に配置されている看護師をいう。
- 3 この要領において「保育所等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。
- (1) 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する施設で、同法第35条第4項の認可を受けたものをいう。)
- (2) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の規定による認定を受けたものをいう。)
- (3)地域型保育事業所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項 に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育を行う事業を除く。)を行う事業所で あって、児童福祉法第34条の15第2項の規定により、市長の許可を受けたものを いう。)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保育所等に入所する児童のうち医療的ケアを必要とするものの保護者であって、本市に住所を有するもののうち、その者の属する世帯(その者が転入予定者である場合にあっては、転入後に属することとなる世帯)の全ての者が市税等を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、医療的ケアに係る主治医の意見書・指示書の作成に要した費用のうち、文書料として医療機関に支払った額とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1回につき2,200円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、対象児童1人当たり1会計年度につき3回までとする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八代市保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 医療機関が発行した領収書
- (2) 主治医が作成した意見書・指示書の写し
- (3) 市税等納税状況確認同意書(様式第2号) (交付決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、 補助金の交付の可否を決定し、八代市保育所等医療的ケア主治医意見書・指示 書作成費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するも のとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。